

非喫煙者の健康を守る



「未成年者喫煙禁止法」(以下「禁煙法」)が、一九〇〇年(明治三十三年)に制定されて、今年は吉周年となる。帝国議会衆議院で「このような神経をもたせ、知覚を鈍らせるもので小学生がたしなむのは良くない。喫煙者は体位があら、このままでは立派な軍人になれないほんか」という趣旨での禁煙法が提案され、制定された。

背景には、たばこ販売の過熱があった。明治の中ごろには、自転車が当たるべ付きまで販売され、小学生が買つたという強引な感があるが、結果的に未成年者をたばこの書からする防波堤となってきた。世界に誇れる法律といわれるやうだ。

だが、これで未成年者の喫煙は根絶されたかどうか。最近の調査では、喫煙経験者は、

中学生男子で三〇%、女子で一七%もあり、毎日喫煙者率は高校三年男子で二五%、女子で七%に達すると報告されている。

大きな問題点は、自動販売機などで、未成年者でも自由にた

● 喫煙・意見 ●

●16

今こそ法律制定が必要

議院で「このよき神経をもたせ、知覚を鈍らせるもので小学生がたしなむのは良くない。喫煙者は体位があら、このままでは立派な軍人になれないほんか」という趣旨での禁煙法が提案され、制定された。

強引な感があるが、結果的に未成年者をたばこの書からする防波堤となってきた。世界に誇れる法律といわれるやうだ。

だが、これで未成年者の喫煙は根絶されたかどうか。最近の調査では、喫煙経験者は、

中学生男子で三〇%、女子で一七%もあり、毎日喫煙者率は高校三年男子で二五%、女子で七%に達すると報告されている。

大きな問題点は、自動販売機などで、未成年者でも自由にた

ばこを貰えるようだ。たばこ販売機は、五十万台を超えて増え続けている。「未成年者がたばこを貰えない社会」をつくことが、今こそ必要なことだが、今こそ必要な法律だ。

まだ、した所にたばこの煙が漂り、喫煙を強いている。実はわが国には、子供も妊娠を含め、非喫煙者の健康をたばこから守る法律はない。映画館やデパートの売場、電車などの禁煙も、消防法や鉄道事業法など、火災防止の観点からの規定である。これらの機関で、かうじて非喫煙者の健康が少し守られているすぎない。健

康づくり」が叫ばれて久しいのに、何が間違っているのではないだろか。子どもたちの前で吸わない、非喫煙者のいる場所では吸わない、歩きたまではしないなど、個々人の自覚も大切ではあるが、社会的ルールがなくては実効性はない。

公共施設や一定規模以上の飲食店、事業所などでは、非喫煙者がたばこの煙を吸わされないよう、建物や敷地内を整備して、それらの場所での喫煙を禁ずることも、必要による喫煙指定場所を設けるような「非喫煙者健保法」の制定が、わが国でも必要とされている。

まだ、依存性の点からも憂慮される。早く喫煙を始めたほど害が大きく、成人後のリスクも高くなる。

とりわけ女性にとっては、妊娠した時、赤ちゃんにも悪影響を与える。また、美容上も良いことは一つとしてない。

たばこの煙がなければ、この世はもっと住みやすく、楽しくなる。そもそも大人も、吸わない人はどう願っているのだ。

(野上清志・特定非喫煙活動人「子供のための無煙環境を」推進協議会事務局理事)